

第三九回

参第一〇回

旧沖縄県の地域における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律（案）

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、旧沖縄県の地域における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）の適用についての必要な暫定措置を定めるものとする。

（衆議院議員の選挙）

第二条 衆議院議員の定数は、法第四条第一項及び奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）第三条第一項の規定にかかわらず、当分の間、臨時に四百七十一人とする。

2 法第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、旧沖縄県の地域をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は、四人とする。

（参議院議員の選挙）

第三条 参議院議員の定数は、法第四条第二項の規定にかかわらず、当分の間、臨時に二百五十二人とし、そのうち百五十二人を地方選出議員とする。

2 法第十四条及び同法別表第二の規定にかかわらず、旧沖縄県の地域をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は、二人とする。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関し、旧沖縄県の地域に法が適用されることとなる日以後において、政令で定める日から施行する。

理 由

衆議院議員及び参議院議員の選挙に関し、旧沖縄県の地域に公職選挙法が適用されることとなつた場合の暫定措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。